

流域治水の推進に向けた中部関係省庁実務者会議の開催について（案）

1. 設立趣旨

気候変動の影響により頻発化・激甚化する自然災害に対し、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して治水対策に取り組む「流域治水」の取組みが始まっている。これをさらに加速化させるためにも、関係省庁が垣根を越えて連携するために、『流域治水の推進に向けた中部関係省庁実務者会議』を設置する。

2. 会議の議長・構成員

会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	中部地方整備局	河川部長
構成員	東海財務局	管財部長
	東海北陸厚生局	災害医療・医師偏在対策専門官
	関東農政局	農村振興部長
	東海農政局	農村振興部長
	中部森林管理局 名古屋事務所	事務所長
	中部経済産業局	地域経済部長
	中部運輸局	総務部安全防災・危機管理調整官
	名古屋地方气象台	広域防災管理官
	中部地方環境事務所	環境対策課長

3. 事務局

会議の事務局は、中部地方整備局 河川部に置く。

4. 資料等の公表

会議の内容は、原則として公開とする。

5. その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は議長が定める。